

各 論
第3章

安心できる サービスの提供

- 第1項 サービス提供基盤の整備
- 第2項 介護を担う人材の確保・養成・定着
- 第3項 介護サービスの質の確保・向上

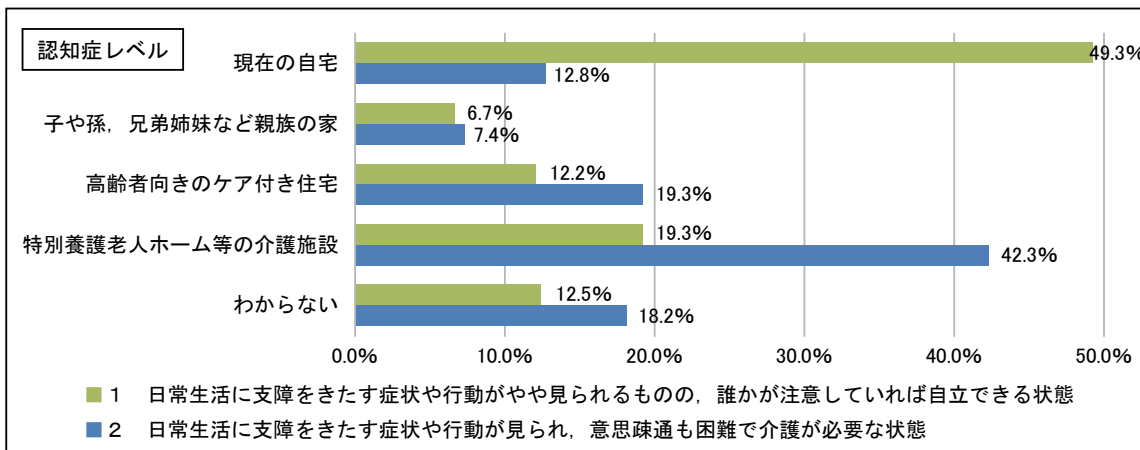
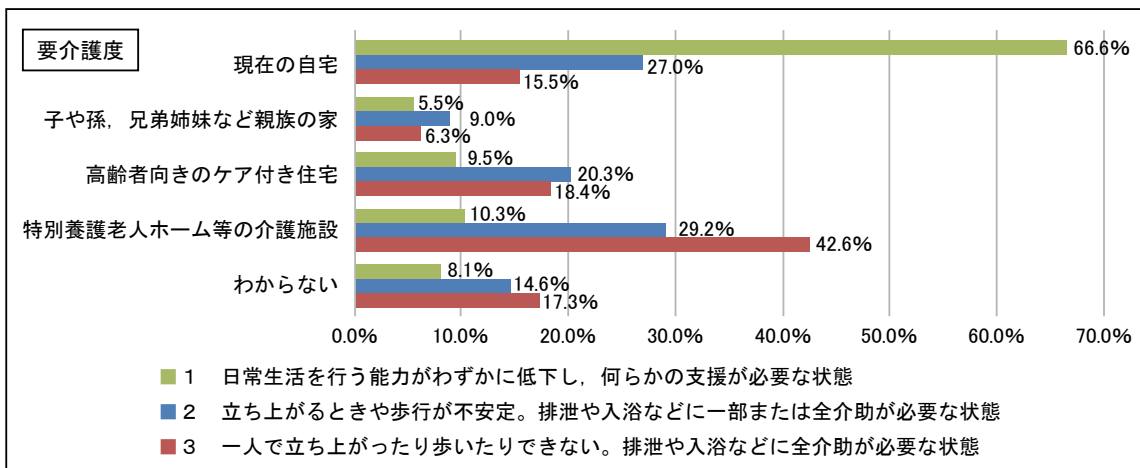
第1項 サービス提供基盤の整備

1 在宅生活を支援するサービスの充実

【現状と課題】

- 一人暮らし高齢者の多くは住み慣れた自宅で生活を続けることを望んでいますが、要介護度や認知症レベルが上がるほど、施設入所を考える割合が高くなっています。介護保険サービスをはじめとする様々な福祉サービスや周囲の支えにより、自宅での生活を続けることができる環境づくりが求められています。

■ 介護を受けたい場所（全国データ）



資料：内閣府「一人暮らし高齢者に関する意識調査」平成26年

（注）調査対象は全国65歳以上の一人暮らし男女。要介護度は「1から3の介護や支援が必要な状態になった場合を想定した際の数値」、認知症レベルは「1から2の認知症の症状がみられる状態になった場合を想定した際の数値」

- 家族介護者がいる場合には、特定の介護者に負担が集中することがないように、介護保険サービスなどをうまく活用することや、介護家族の精神的・身体的負担を軽減するための様々な支援策を充実していくことも重要です。
- 自宅で療養する状態となった場合や療養中に病状が急変した場合の対応に不安を感じている方も多く、居宅介護サービスとともに、24時間いつでも往診や訪問看護が可能な体制の構築や後方病床の充実が必要です。併せて、在宅医療に従事する人材を育成する必要があります。
- 医療機関に入院した後、円滑に在宅での生活に戻るためには、医療機関、地域包括支援センター、介護サービス事業所など医療・福祉サービスに携わる関係者が連携し、治療状況や疾病管理、介護サービスの利用方針や生活支援等に関する情報を共有しながら、退院時の調整やリハビリテーションに取り組んでいく地域連携を推進していく必要があります。

-
- 医療技術や情報端末が進歩し、患者の療養生活が多様化する中で、患者と家族が、その地域において、必要な情報（治療を受けられる医療機関、がんの症状・治療・費用、民間団体や患者団体等の活動等）にアクセスできるような環境を整備していくことが必要です。
 - 通所介護事業所において実施されている宿泊サービス（いわゆる「お泊まりデイサービス」）は全国的に増加傾向にありますが、介護保険適用外の自主事業であり、法令等による基準もないため、利用者の安全面や処遇面における問題が懸念されています。

【施策展開の方向】

- 介護保険の居宅サービスについては、保険者である市町村と連携し、不足するサービスの有無など地域の実情を考慮しながら、サービス提供体制の充実を図るとともに、専門性の高い人材の育成などを通じてサービスの質の向上を図ります。また、「小規模多機能型居宅介護」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」などの住み慣れた地域で柔軟に対応できるサービスの整備を促進するとともに、サービスの内容について引き続き周知を図っていきます。
- 介護者の介護疲れによる共倒れを防ぎ、介護する側もされる側も充実した暮らしを継続できるよう、デイサービスやショートステイなど各種介護サービスの利用の促進を図ります。
- 訪問診療を実施する医療機関の増加とともに、地域における入院医療機関と在宅医療関係機関が連携した切れ目のない在宅療養支援体制を構築します。また、入院治療と在宅生活の継続性が確保できるよう訪問看護サービスの充実が必要であり、市町村、医師会、看護協会等に対して訪問看護ステーションの整備を促します。

特に、在宅医療の限界点を高める上で中心的役割を果たすことが期待される訪問看護ステーションについては、看護職員の定着や人材の確保等による規模の拡大等の課題を抱えていることから、関係団体の協力を得ながら、課題解決のための協議会の運営、普及啓発事業を行います。また、新規参入促進のための在宅医療に関する研修を実施するなど人材育成に取り組むことで在宅医療の担い手の確保に努めます。
- 住み慣れた地域での日常生活の自立と生活の質の向上に必要なリハビリテーションサービスが一貫して提供される体制の整備を図るため、地域医療連携及び医療機関と福祉サービス施設・事業所間との連携の強化を図るとともに、県内で利用できるリハビリテーションサービスの情報提供に努めます。また、病院から自宅への円滑な移行を可能にするため、医療・福祉関係者を対象とした研修会の開催や先進事例の情報提供等により、地域連携の推進を図ります。
- 患者・家族等のがんに関する相談について、心理、医療、生活、介護など様々な分野の相談をワンストップで提供する地域統括相談支援センターを設置し、患者の療養をサポートするピアサポーターの育成や患者会支援等により、在宅療養支援体制を整備します。
- お泊まりデイサービスについては、平成27年の制度改正に基づき、利用者保護の観点から、届出の義務づけや事故報告の仕組みの構築、情報の公表を推進するとともに、事業所の指導を通じて、宿泊環境の適正化を推進します。

【関係事業】

- ・介護基盤整備等補助事業（長寿社会政策課）
- ・訪問看護推進事業（医療人材対策室）
- ・地域リハビリテーション推進強化事業（障害福祉課）
- ・地域統括がん相談事業（健康推進課）

第1項 サービス提供基盤の整備

2 施設サービスの充実

【現状と課題】

- 多くの高齢者にとっては、介護が必要になっても介護保険サービスをはじめとする様々な福祉サービスや周囲の支えにより、自宅での生活を続けることが望ましい姿であるといえます。しかしながら、介護者の有無や介護の必要度合い、家庭環境などから自宅での生活が困難になったときには、施設サービスを利用しなければなりません。高齢化の進行を見据えて基盤整備を進めていくことが必要です。
- 第7期計画期間においては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所希望者数の実態を踏まえ、特に施設入所の緊急性が高いと考えられる要介護度3以上の自宅での待機者数の早期解消を目指し、952床が整備されました。第8期においても、依然として施設サービスの利用希望者が相当数存在する実態や、高齢者の増加に伴いさらに利用希望者が増加する可能性もあることから、それに相応した適切なサービス量を確保するための施設整備が求められています。

■ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所希望者数（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

		現在の居所				
		合計	自宅	病院	老健	その他 [※]
要 介 護 度	1	356	127	43	74	112
	2	745	300	75	161	209
	3	1,964	825	218	464	457
	4	1,971	667	339	518	447
	5	1,356	396	334	374	252
	計	6,392	2,315	1,009	1,591	1,477
要支援1・2		47	25	9	4	9
自立		16	4	3	2	7
県外		281	56	76	71	78
不明		418	105	113	71	129
総合計		7,154	2,505	1,210	1,739	1,700

※認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム等

（長寿社会政策課調べ）

- 介護老人福祉施設や介護老人保健施設については、施設での生活をできるだけ自宅に近いものとするために、入所者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重したユニットケア^{*}を推進し、ハード面においても個室・ユニット型での整備を基本としてきました。しかしながら、利用者負担の観点などから、地域の実状に応じた多様な整備が望まれています。

※ユニットケア： 特別養護老人ホーム等でいくつかの居室や共用スペースを一つの生活単位として整備し、少人数で家庭的な環境の中で自律的生活を支援するケアの形態。

- 介護保険適用の介護療養病床（介護療養型医療施設）は、令和5年度末までに介護医療院等へ転換することとされています。また、医療保険適用の医療療養病床についても再編成が行われており、療養病床の介護保険施設等への円滑な転換を進めていく必要があります。

【施策展開の方向】

- 施設サービスの基盤整備として、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の整備を進めます。介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設含む）は、平成27年4月から新たに入所する者を、原則要介護3以上に限ることとする制度改正が行われましたが、要介護2以下の入所希望者もいることから、特定施設入居者生活介護等やショートステイ、デイサービス等の居宅介護サービスとの連携が図られるよう複合的な整備を図ります。介護老人保健施設は、通所リハビリテーション、短期入所療養介護や訪問リハビリテーション等のサービスと連携を図るとともに、地域の在宅ケアの拠点としての機能を充実させていきます。また、平成30年度に創設された介護医療院については、地域の実情に応じて整備を進めます。
- 入所希望者数の実態と高齢化の進行を見据えた施設サービス量を確保するため、市町村と調整しながら、施設の新築はもとより既存施設の増築や転換などにより、引き続き入所待機者の早期解消を目指し、計画的な整備を進めます。

また、施設整備に当たっては、高齢者人口がピークとなる時期を見定めながら、既存施設の大規模改修などを含め、県の老人福祉施設等整備事業費補助金や地域医療介護総合確保基金（介護分）などの活用により事業者の整備費用の負担軽減と最適な介護福祉基盤の整備を図ります。
- 地域医療介護総合確保基金（介護分）の活用により、従来型施設のユニット型への改修を進め、入所者の居住環境の改善を図ります。なお、入所者にとって施設は生活の場であり、プライバシーに配慮した生活環境が必要であることから、基本的に個室・ユニット型での整備を推進しながら、利用者の状況や地域の実情に応じて、従来型での整備についても支援します。
- 介護療養型医療施設や医療療養病床の、介護医療院や介護老人保健施設など介護保険施設等への転換については、医療機関の意向を尊重しながら、各市町村と調整の上転換を進めていきます。

【関係事業】

- ・ 特別養護老人ホーム建設費補助事業（長寿社会政策課）
- ・ 療養病床転換助成事業（長寿社会政策課）
- ・ 介護基盤整備等補助事業（長寿社会政策課）

第1項 サービス提供基盤の整備

3 地域密着型サービスの推進

【現状と課題】

- 介護を受けるようになって、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、平成18年度に身近な市町村で提供される地域密着型サービスが創設され、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスが提供されています。

■地域密着型サービスの種類

●地域密着型通所介護

定員18名以下の小規模な通所介護

●認知症対応型通所介護

認知症の状態にある方を対象とした通所介護

●夜間対応型訪問介護

定期巡回や通報により、夜間に訪問介護を行うサービス

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回と随時の訪問を行うサービス

●地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の介護専用型特定施設

●認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者がグループホームで共同生活をしながら介護を受けるサービス

●地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員29人以下の介護老人福祉施設

●小規模多機能型居宅介護

家庭への訪問や通所、宿泊により介護を受けられるサービス

●看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者への支援充実を目指した小規模多機能型居宅介護や訪問看護サービスなどの複数のサービスを組み合わせたサービス

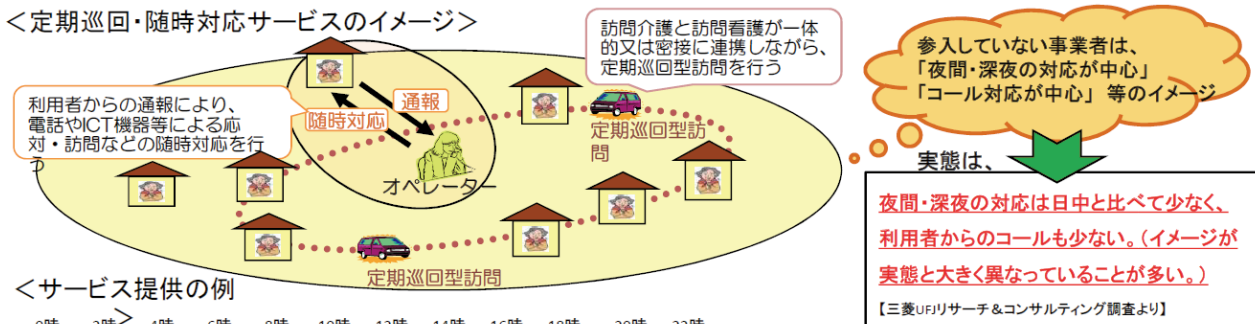
- 地域密着型サービス事業所では、地域行事への積極的な参加や、地域住民による日常的な訪問、ボランティアの受け入れなどにより、地域に開かれた運営を行うことが重要です。また、地域の関係者からの意見を聴く機会である「運営推進会議」を有効に活用し、自らのサービスの質の向上や内容の充実を図っていくことが求められています。
- 「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」は、年々増加しており、令和2年10月1日現在で294事業所となっています。1つのユニット（単位）が9人以下の小規模な施設であり、家庭に近い環境の中で、利用者とスタッフがなじみの関係を築きながら落ち着いて生活することができ、今後も認知症ケアの中核をなすサービスとして充実していくことが期待されます。しかし、密室化してしまうと不適切なケアが行われていても露見しにくい面があるため、事業者自らが地域に開かれた運営を確保し、必要に応じて市町村が適切に指導監督を行うことも重要です。
- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」は、全国的に普及が進んでいない状況であり、特に、人口が少ない地域で採算性の問題から事業者の参入が少ないなど課題があります。

「小規模多機能型居宅介護」は、1つの事業所が29人以下の利用者を対象に、「通い（デイサービス）」「訪問（ホームヘルプ）」「泊まり（ショートステイ）」のサービスを一体的に提供するもので、利用者が在宅での生活を続けながら、ニーズに応じて24時間切れ目のないケアを提供できるのが大きな特徴であり、令和2年10月1日現在で78事業所と着実に増加していますが、サービスが提供されていない市町村もあります。

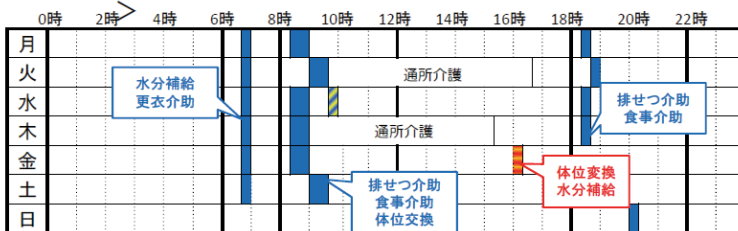
【施策展開の方向】

- 地域密着型サービスの提供体制を充実するため、地域医療介護総合確保基金（介護分）等の活用により、地域密着型サービス提供施設の整備費用を軽減するとともに、施設整備について必要な助言を行い、各市町村が地域の実情に応じた基盤整備を行えるよう支援します。
- 地域密着型サービスを提供する事業者が行うサービスの質の向上の取組を支援するため、「地域密着型サービス外部評価」が効果的に実施されるよう、評価調査員の研修を実施するなど引き続き評価実施体制の充実を図るとともに、評価基準の検証を行い、必要に応じて基準の見直しを行います。さらに、事業所の情報公開を推進するため、県民や市町村に対して評価結果を情報提供します。
- 市町村が指導監督権限を適切に行使することにより、地域密着型サービス事業所の適正な運営が確保されるよう、必要な情報の共有など県と市町村との連携の確保に努めるとともに、必要に応じて助言を行うなど、市町村へ支援します。
- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」は、「地域包括ケアシステム」の仕組みを支えるサービスとして位置づけられていることから、市町村や事業者団体等とも連携し、「小規模多機能型居宅介護」などと併せて積極的に概要等のPRを行い県民の理解を深めるとともに、事業者の参入を促すなど、サービス提供体制の充実が図られるよう市町村を支援していきます。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>



- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・定期的な訪問だけでなく、必要ときに随時サービスを受けることが可能

資料：厚生労働省

【関係事業】

- ・介護基盤整備等補助事業（長寿社会政策課）
- ・福祉サービス第三者評価推進事業（長寿社会政策課）
- ・地域包括ケア総合推進・支援事業（長寿社会政策課）

第1項 サービス提供基盤の整備

4 新たな住まいの確保

【現状と課題】

- 将来に不安を感じている高齢者にとって、心身の状態に応じて適切な住まいを選択し、必要に応じて住み替えるという選択肢が実現できるような環境を整えていくことも重要です。特に、高齢者の単身世帯や夫婦世帯の増加が見込まれる中、高齢者が必要な介護、医療を受けながら安心して暮らすことができる住まいの確保が必要です。

■県内の高齢者向け住宅・施設ストック

種 別	施設数	定員	
①特別養護老人ホーム	223	11,829人	介護保険4施設 (特定施設除く)
②老人保健施設	94	8,799人	
③介護療養型医療施設	4	67人	
④介護医療院	3	131人	
計	324箇所	20,826人	
⑤養護老人ホーム	9	716人	その他の施設・ 居住系サービス (特定施設含む)
⑥軽費老人ホーム	47	1,436人	
⑦有料老人ホーム	248	9,624人	
⑧認知症高齢者グループホーム	294	4,709人	
計	598箇所	15,769人	
⑨サービス付き高齢者向け住宅	130	3,633戸	高齢者向け住宅
⑩シルバー住宅(シルバーハウジング)	13	197戸	
計	143箇所	3,830戸	
合計	1,065箇所	40,425人	

資料：県長寿社会政策課（令和2年10月1日現在）

- 国においては、住宅政策と福祉政策を緊密な連携のもとに取り組む必要があるとの認識から、「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針」を平成21年8月に示しており（平成23年10月一部改正）、建物や設備（ハード）とサービス（ソフト）を一体的に捉えた取り組みが進められています。
- 介護を受けたい場所として、自宅のニーズが高いという現状があります。
- 平成23年に創設された「サービス付き高齢者向け住宅」は、着実に登録数を伸ばしていますが、地域包括ケアシステムに位置づけられる住まいとして立地の適正化が求められています。
- 高齢者の適切な住まいの確保として、有料老人ホームも選択肢の一つではありますが、未届の有料老人ホームの増加が課題になっているほか、事業の適正運営の確保や入居者保護の充実が求められています。
- 低額な料金で入居できる施設としては「軽費老人ホーム」や「養護老人ホーム」がありますが、これらの中には、建築から相当の年月を経過している施設も多いため、入居者の尊厳が保持できる生活空間として、最低限求められる水準を確保することや、安定的な運営が図られることが求められています。
- 災害公営住宅については、平成31年3月までに全戸（15,823戸）完成しました。

【施策展開の方向】

- 自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の高齢者を対象とした空家等を活用した住まいの支援や見守りなどの生活支援を行う体制の整備を支援します。
- 高齢者が入居する施設が提供する介護サービスや、外部の事業所が入居者へ提供する介護サービスについて、介護保険法に基づく指導監督を通じて、適切なケアが提供されるよう必要な助言・指導を行います。
- 高齢者世帯等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、県・市町村や関係団体等で構成される宮城県居住支援協議会で、必要な措置について協議していきます。また、終身建物賃貸借制度の周知と活用を図ります。
- 高齢者向けの住まいの一つとして、市町村と連携しながら、地域の実情に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給促進に取り組みます。
- 有料老人ホームにおいて適切な運営が図られるよう、集団指導等を通して適正化を図っていきます。
- 老朽化の進んだ養護老人ホームの改築整備を促進することにより、引き続き入居者の生活環境の改善と個室化によるプライバシーの確保を図ります。また、軽費老人ホームについては、安定的な運営ができるよう支援していきます。
- 平成29年10月に開始した新たな住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け、宮城県居住支援協議会と連携しながら、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。

※住宅確保要配慮者・・・低額所得者，高齢者，障害者等の住宅の確保に配慮を要する者

【関係事業】

- ・養護老人ホーム建設費補助事業（長寿社会政策課）
- ・サービス付き高齢者向け住宅登録制度（住宅課・長寿社会政策課）
- ・軽費老人ホーム事務費補助事業（長寿社会政策課）
- ・民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実（住宅課）

第1項 サービス提供基盤の整備

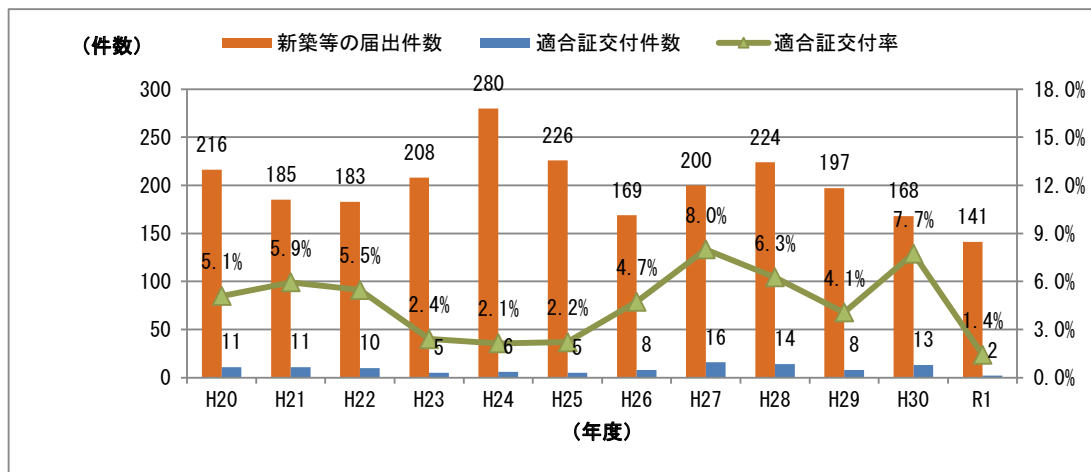
5 バリアフリーみやぎの推進（1）

だれもが住みよい福祉のまちづくり

【現状と課題】

- 平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行され、あらゆる人の移動や施設利用の利便性や安全性を向上させるため、旅客施設、車両、建築物等のバリアフリー化が進められています。
- 県では、「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」により、不特定多数の方が利用する機会が多い官庁、病院、金融機関、一定規模以上の店舗等の建築物や道路・公園などの公益的施設のバリアフリー化、共生のまちづくり等の施策を総合的に推進しています。

■ 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく新築等の届出件数（県内）



資料：県社会福祉課

- また、移動が困難な方の通院等の輸送ニーズに対応するため、市町村やNPO法人等による福祉有償運送が行われています。

■ 福祉有償運送の実施団体数（県内：令和2年12月末現在）

実施主体	実施団体数	運送区域
市町村	1	美里町
社会福祉協議会	10	白石市、角田市、登米市、東松島市、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、七ヶ浜町、大郷町
NPO法人	7	塩竈市、名取市、大崎市、川崎町、山元町
社会福祉法人（社協以外）	5	仙台市、石巻市、名取市
医療法人	1	仙台市、名取市、亶理町

資料：県長寿社会政策課

- こうしたハード面を中心とした施策に加え、誰もが自然に支え合うことができるような社会となるよう、「心のバリアフリー」の推進が求められています。

【施策展開の方向】

- 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく整備基準に適合した公益的施設の整備を推進するため、施設整備マニュアルを作成し、県のホームページへの掲載や建設業界への紹介など情報提供に努めます。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例」に基づく整備基準に適合した交通安全施設の整備推進に取り組みます。

※歩車分離式信号機

歩行者と車両が通行する時間を分離して制御する信号機

※視覚障害者用信号機

歩行者用信号が青の時に音の出る信号機

※エスコートゾーン

横断歩道上に設置され、視覚障害者の方に横断方向を誘導するための点字シート

※歩行者等支援システム（高度化PICS）

スマートフォン等のBLE機能を利用し、歩行者用信号の状況等を音声案内する装置

- 市町村やNPO法人等による福祉有償運送の取り組みが円滑に実施できるよう、国土交通省への登録のために必要な運営協議会の設置・運営について引き続き支援します。
- 県内小学生への「福祉のまちづくり読本」等の配布やバリアフリー関連情報の発信等によるバリアフリー思想の浸透に努めます。
- 高齢者や障害者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心を育むため、福祉教育・ボランティア学習への講師派遣や地域ぐるみの福祉教育の推進などに取り組みます。
- 施設管理者の協力のもと、当該施設の障害者等用駐車場区画について、条件に該当する利用者（障害をお持ちの方や高齢者、妊産婦、けが人等）が共通に使用できる利用証を交付する「宮城県ゆずり合い駐車場利用制度」を平成30年9月から導入していますが、制度の周知を図りながら、協力施設の拡大等に努めます。

【関係事業】

- ・バリアフリーみやぎ推進事業（社会福祉課）
- ・福祉有償運送運営協議会事業（長寿社会政策課）
- ・バリアフリー型交通安全施設等整備事業（警察本部交通規制課）

第1項 サービス提供基盤の整備

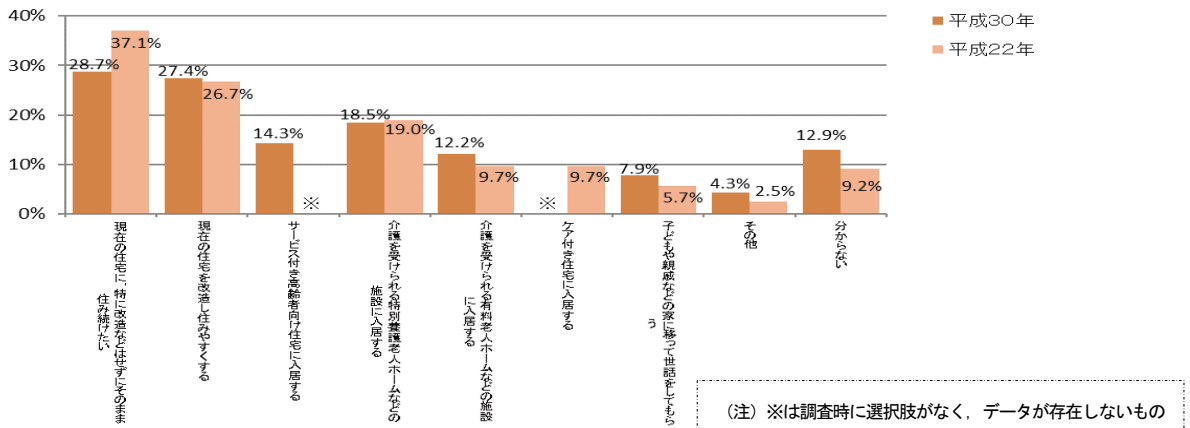
5 バリアフリーみやぎの推進（2）

住まいのバリアフリー化

【現状と課題】

○ 内閣府の調査によれば、高齢者の持ち家率は88.2%となっています。また、多くの高齢者が身体が虚弱化したときに現在の住宅に住み続けたいと考えています。

■身体が虚弱化した時に住みたい住宅（全国：複数回答）



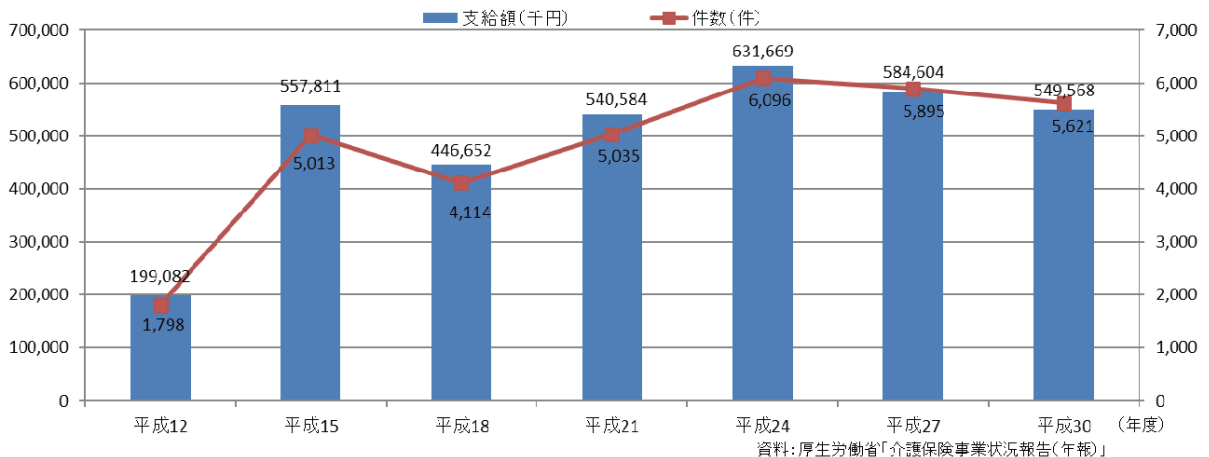
資料：内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する調査」平成30年

また、国民生活センターに医療機関ネットワーク事業の参画医療機関から提供された事故情報によると、65歳以上が20歳以上65歳未満より住宅内での事故発生の割合が高く、65歳以上の事故時の場所では、居室45.0%、階段18.7%、台所・食堂17.0%となっています。

平成30年住宅・土地統計調査によると、高齢者が居住している住宅の「一定のバリアフリー化（2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消）」、「高度のバリアフリー化（2箇所以上の手すりの設置、屋内の段差解消及び車いすで通行可能な廊下幅）」の状況を見ると、高齢者のいる世帯全体では、一定のバリアフリー化が達成されているのは46.5%となっており、バリアフリー化の促進が課題となっています。

○ 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化を行う際には、住宅金融支援機構による高齢者向け融資を利用できるほか、現に介護を要する方の場合は介護保険を利用して住宅改修を行うことができます。

■介護保険制度の住宅改修の利用状況（県内）



【施策展開の方向】

- 将来（高齢期）を見据えた住まい方に関する情報の提供や高齢者の住宅改修等に係る相談の実施などにより，高齢者の生活や在宅介護を容易にする住宅の普及を促進します。
- ケアマネジャー等に対して，適切な住宅改修や福祉用具の利用に関する研修を実施するとともに，介護家族等の参考となるよう福祉用具の展示を行い，介護を必要とする高齢者が在宅で生活が可能となるよう支援します。

【宮城県高齢者居住安定確保計画における指標】

《高齢者の居住する住宅の一定バリアフリー化率》

44.8%（H25）→70%（R5）

※「トイレ，浴室等に2箇所以上の手すり設置」又は「屋内の段差解消」のいずれかに対応しているもの。

【関係事業】

・介護研修センター運営事業（長寿社会政策課）

・公営住宅ストック総合改善事業（住宅課）

第2項 介護を担う人材の確保・養成・定着

1 多様な人材の参入促進

【現状と課題】

- 県における介護職員数は32,870人であり、令和5年度には38,942人が必要と推計され、新たに6,072人の介護職員の確保が必要と見込まれています。また、令和7年(2025年)には41,413人が必要と推計され、その需給ギャップは4,188人と見込まれていることから、将来も見据えた介護人材の確保対策が重要となっています。このため、県では、平成26年度に県内の介護関係18団体で構成する宮城県介護人材確保協議会を設立し、「多様な人材の参入促進」、「職員の資質向上」、「労働環境・処遇の改善」を三つの柱として、介護人材の確保・養成・定着に向けた取組を推進しています。

■介護職員数の需要推計と供給推計

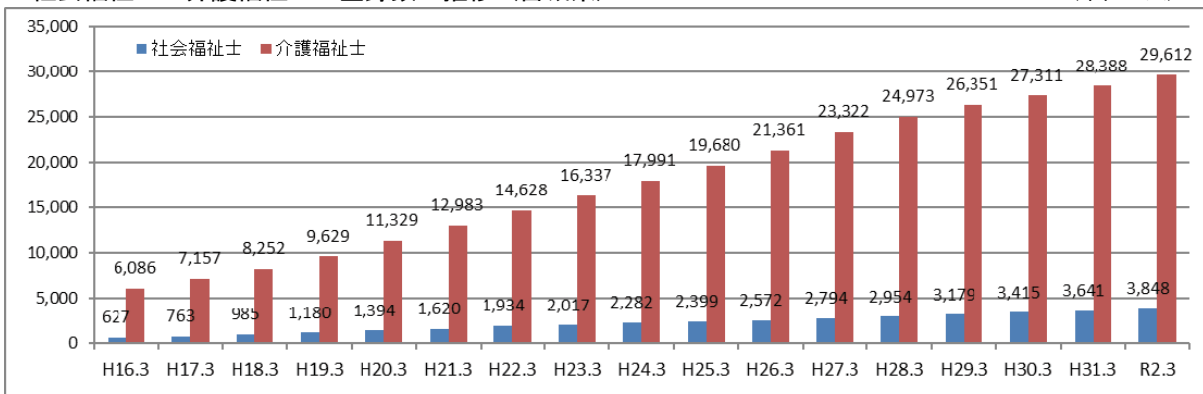
令和元年の 介護職員数		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
32,870人 <small>(介護サービス情報公表システム等による)</small>	需要(推計)数(A)	36,785人	37,803人	38,942人	41,413人
	供給(推計)数(B)	36,024人	36,379人	36,695人	37,225人
	差((A)-(B))	761人	1,424人	2,247人	4,188人

資料：厚生労働省の介護人材需給推計ワークシートによる宮城県における推計値

- 介護関連職種の有効求人倍率は、依然として、全産業より高い水準で推移しており、また、離職率についても全産業より高い傾向があり、大きな課題となっています。
- 介護職については、「社会的に意義のある仕事」、「やりがいのある仕事」、「成長できる仕事」などの肯定的なイメージの定着に向け、さらなる取組を進める必要があります。また、核家族化に伴い児童・生徒の介護との接点が少ない、介護を職業として認知している児童・生徒が少ない等の指摘があります。
- 看護職員は、医療施設においても確保が困難な状況が続いており、介護サービス施設・事業所においては更に確保が困難な状況が続いています。
- 介護人材の安定的な確保のためには、介護への理解促進とイメージアップを推進し、参入促進を図ることは、目下の緊急課題であり、介護の社会的評価の向上に重点を置いた取組を進める必要があります。
- 介護人材確保の持続的可能性を確保する観点から、従来からの人材確保策に加えて、介護の新たな担い手としての外国人介護職員の積極的な確保・養成・定着を図る必要があります。

■社会福祉士 介護福祉士 登録数の推移(宮城県)

(単位：人)



資料：(公財)社会福祉振興・試験センター

【施策展開の方向】

- 介護関係団体が参画する宮城県介護人材確保協議会において、業界全体として介護人材確保の推進に向けた具体的な取組等を検討し、実施します。実施に当たっては、中長期的な視点に立った計画的かつ効率的な人材確保の取組を進めるため、介護人材の需給推計を継続的に実施します。
- 介護職の将来の担い手となり得る小中学生が介護への理解と親しみを持てるよう、児童や生徒に介護の魅力を発信する取組を進めるとともに、就職活動期の高校生や大学生、地域の若者の介護分野への参入促進を図るため、学生やその保護者に対する情報発信を行います。
- 就業意欲のある中高年の方を対象に、介護の周辺業務を担う人材としての参入を促進することで、専門的な業務に従事する介護職員の業務負担を軽減すると共に、中高年の方の地域交流・就労機会を拡大し、介護予防の推進に繋がります。
- 介護施設等において確保することが難しい看護職員について、介護分野を含む県全体の需給見通しに基づき、安定的な確保に努めます。
- 介護ロボットやICTの導入支援に取り組み、介護職員の負担軽減を図ることで、介護職に対するイメージの改善や魅力の向上を図り、新たな介護人材の参入促進を目指します。
- 外国人介護人材の参入・育成を促進するため、外国人介護人材と介護施設等のマッチングや、無料学習講座を通じた日本語学習支援、及び、外国人介護人材の受け入れに関する事業者を対象とする相談事業や普及啓発を進めます。

■『外国人介護人材マッチング支援事業(介護人材確保対策緊急アクションプラン事業)』（令和2年度宮城県新規事業）

令和2年度より、外国人介護職員の育成・参入を促進するため、介護人材確保対策緊急アクションプラン事業の一環として、新たに「外国人介護人材マッチング支援事業」を実施しています。

技能実習生が安心して来日できるように来日前の日本語学習費用を助成する他、来日後の生活費の一部を助成します。また、介護施設等が安心して技能実習生を受入れられるように相談窓口を設置しており、本事業を通じて宮城県内で多くの外国人介護職員が活躍する社会づくりを目指します。



◆本事業により令和3年度来日予定の技能実習生：20人（ベトナムとの覚書による受入れ）

【関係事業】

- ・介護人材確保推進事業（長寿社会政策課）
- ・元気高齢者等活躍支援事業（長寿社会政策課）
- ・介護職員初任者研修受講支援事業（長寿社会政策課）
- ・介護福祉士等修学資金貸付事業（長寿社会政策課）
- ・福祉系高校修学資金等貸付事業（長寿社会政策課）
- ・福祉・介護人材マッチング機能強化事業（社会福祉課）
- ・介護人材確保対策緊急アクションプラン事業（長寿社会政策課）
- ・介護福祉士養成施設支援事業（長寿社会政策課）
- ・外国人介護人材学習支援事業（長寿社会政策課）
- ・潜在看護職員復職研修事業（医療人材対策室）
- ・ナースセンター事業（医療人材対策室）
- ・離職者等再就職訓練（産業人材対策課）

第2項 介護を担う人材の確保・養成・定着

2 職員の資質向上

【現状と課題】

- 今後、限られた人材をより有効に活用するとともに、高度化・複雑化する介護ニーズに対応するためには、介護人材の量的確保を進める一方で、質の向上を併せて進めていくことがより一層重要となります。
- 介護職員の資質の向上のためには、多様な人材を類型化した上で、機能分化を進める必要があります。それぞれの人材の意欲・能力等に応じた具体的な方策が求められます。
- 専門性の高い人材として、中核的な役割を果たすべき介護福祉士については、専門職としての社会的評価と資質を高めるための具体的な方策を講じることが必要となることから、介護ニーズの多様化・高度化やマネジメント能力の必要性の高まりに対応した養成・教育プロセスの確立や役割の明確化等が求められます。
- 限られた人材を有効に活用し、介護人材の機能分化を進めるため、介護福祉士を介護人材の中核的な役割を担う人材と位置付け、その更なる「資質の向上」を図ることを目的とした施策を展開していきます。

【施策展開の方向】

- 限られた介護人材をより有効活用するため、多様な人材層を類型化した上で、機能分化を進めるとともに、専門性の明確化・高度化と、介護人材の継続的な質の向上を図ります。
- 介護現場のリーダーの育成や介護サービスの質の向上を目的とした中堅介護職員等に対する研修の実施、人材育成が困難な小規模事業者の介護職員に対する研修を通じ、介護職員のキャリア形成を支援します。
- 無資格者や初任者、勤続3年から5年程度の中級者、そして介護福祉士等の有資格者など、それぞれの階層に合わせた研修を体系的に実施し、現場での役割に応じた段階的なスキルアップを後押しすることで、介護職に就いた方がやりがいを持ってステップアップできる環境を整え、人材の定着を図ります。
- 就業意欲のある中高年の方などの、介護助手としての参入を促進することにより、専門的な業務に専念する介護職員と、介護の周辺業務に携わる補助的な人材との業務分担を図り、専門性の高い介護人材の養成・教育プロセスの確立や、役割明確化による業務負担の軽減を図ります。
- 介護関係団体が参画する宮城県介護人材確保協議会において、人材育成に資する取組を行っている介護事業所を認証する制度（みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度）を活用し、魅力ある職場であることを積極的に発信するほか、事業所の職場環境改善への取組を推進し、職員のさらなる資質向上を図ります。

【関係事業】

- ・介護人材確保推進事業（長寿社会政策課）
- ・福祉・介護人材マッチング機能強化事業（社会福祉課）
- ・介護研修センター運営事業（長寿社会政策課）

第2項 介護を担う人材の確保・養成・定着

3 労働環境・処遇の改善

【現状と課題】

- 介護分野からの離職者のうち、約7割は入職後3年以内の者であることから、早期離職防止対策を図ることは、キャリアの継続による資質向上及び介護事業者の育成にかかるコストの有効活用といった観点からも重要な課題となっています。
- 新任の介護人材が将来の展望を持ち、安心して働きやすい職場環境を整備するため、事業所におけるキャリアパス制度やキャリア支援の仕組みの「見える化」を進める必要があります。
- 要介護高齢者の増加など介護ニーズがますます増大する中で、介護職員の身体的・心理的な負担が大きくなっていることから、身体的負担の軽減や、事務負担等の軽減に向けた取組を進める必要があります。
- 介護職員の給与は、介護報酬改定や処遇改善加算制度により、賃金改善が着実に図られております。しかし、平均年齢や勤続年数などを考慮しても、介護職員の平均賃金の水準は産業計と比較して低い傾向にあり、引き続き処遇改善を図る必要があります。

■常勤職員の平均賃金の比較（全国）

	産業計	看護師	OT・PT	ケアマネジャー	ホームヘルパー	福祉施設介護員
平均年齢（歳）	43.1	39.5	33.3	49.9	48.9	42.6
勤続年数（年）	12.4	8.2	6.2	9.3	7.3	7.1
現金給与額(千円)※	338.0	334.4	287.5	275.2	240.8	244.5

※手当含、賞与除、税控除前

資料：厚生労働省「令和元年度賃金構造基本統計調査」

- 介護職員の離職率は低下傾向にありますが、産業計と比べて、やや高い水準となっています。特に正社員の離職率が産業計と比べて高い水準となっています。離職の理由として、結婚・子育てや、職場の方針や人間関係などの雇用管理のあり方があげられており、介護事業所における離職防止対策が求められています。このため、職場環境の改善や魅力ある職場環境の創出、人材育成が必要となります。

■離職率の比較（全国）

	全体	正社員	非正社員
産業計	15.6%	11.4%	26.4%
介護職員	16.0%	14.4%	18.6%
訪問介護員	13.6%	16.8%	12.3%

資料：(公財)介護労働安定センター「令和元年度介護労働実態調査」

(産業計は令和元年度雇用動向調査のデータ)

■介護関係の仕事をやめた主な理由（複数回答）

	結婚・出産・妊娠・育児	職場の人間関係	収入が少ない	他に良い仕事があったため	将来の展望が見えない	新たな資格の取得	施設の運営方針等への不満	人員整理・法人の解散等	その他
全国	20.4%	23.2%	15.5%	16.0%	16.4%	10.6%	17.4%	7.6%	11.7%
正規職員	14.6%	24.9%	18.5%	18.6%	20.0%	12.2%	20.0%	7.9%	12.2%
非正規職員	33.2%	20.1%	8.9%	10.5%	9.0%	6.6%	11.9%	7.1%	10.6%
宮城県	19.4%	22.4%	24.5%	20.4%	18.4%	12.2%	25.5%	10.2%	11.2%

資料：(公財)介護労働安定センター「令和元年度介護労働実態調査」

【施策展開の方向】

- 介護関係団体が参画する宮城県介護人材確保協議会において、業界全体として労働環境・処遇の改善に向けた具体的な取組等を検討し実施します。
- 福祉の現場に就職した職員の定着を図るために、宮城県福祉人材センターに配置したキャリア専門員による就業後のフォローアップ等を実施します。
- 介護職員の身体的負担の軽減や利用者情報の共有等による事務負担の軽減による働き方改革を進めるため、地域医療介護総合確保基金等を活用した介護ロボットやICTの導入費用の補助を実施するとともに、導入効果の周知を行います。
- 介護サービス事業所等に対する処遇改善加算制度の周知を図り、事業所が制度を有効に活用し、介護職員の処遇改善を行うよう促します。また、処遇改善加算の成果を確認し、介護報酬が適正な水準となるよう、国に対して必要な要望を行います。
- 介護職員のワーク・ライフ・バランスを向上し、介護業界をより魅力ある職場とするため、介護事業所等における業務改善について、外部コンサル等も活用した積極的な支援を実施します。
- 介護の魅力発信やイメージアップを図るため、各施策による環境改善等の実情について、積極的に周知を図っていきます。また、情報の発信に当たっては、小中学生等、日頃高齢者に関わる機会が少ない層も広く対象とし、介護現場に直接関与する方以外からのイメージも向上できるような事業を展開します。

■『介護職働き方改革応援宣言プロジェクト事業

（介護人材確保対策緊急アクションプラン事業）』（令和2年度宮城県新規事業）

昨今では、就労に当たり家庭やプライベートを重視できる働き方が、求められています。

そのため、県では、介護職員のワーク・ライフ・バランスの向上のため、週休三日制導入等を主軸とした、介護現場での働き方改革を応援するための事業を立ち上げました。

コンサルティング等の支援により、各職員の業務量の適正化やシフトの見直し等を進め、年間で50日程度の休日の増加を目指します。これにより、まとまった休みが取りづらい等の介護現場に共通してみられる課題の解決を図り、介護職をプライベートが重視できる職として醸成していきます。

行政による介護現場への週休三日制導入支援は全国初の試みということもあり、他の自治体等から非常に高い注目を集めています。

【関係事業】

- ・介護人材確保対策緊急アクションプラン事業（長寿社会政策課）
- ・介護人材確保推進事業（長寿社会政策課）
- ・潜在看護職員復職研修事業（医療人材対策室）
- ・ロボット等介護機器導入促進事業（長寿社会政策課）

第2項 介護を担う人材の確保・養成・定着

4 介護支援専門員の資質向上

【現状と課題】

- 医療・介護・予防・住まい・生活支援といった多様なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムにおいて、介護サービスの質を向上させていくためには、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら要介護者等を支援できるよう、適切なケアマネジメントが行われることが重要です。
- 介護支援専門員は、日常の業務の中で、多様な地域資源の情報収集や多職種とのネットワーク構築を行っていますが、ケアマネジメントの中核的役割を担う専門職として、より多くの主体と連携したケアマネジメントの実践が期待されています。
- そのため、介護支援専門員の養成段階で行われる介護支援専門員実務研修や現任者を対象とした研修等を体系的に実施していくことにより、介護保険制度の基本理念である利用者本位、自立支援、公正中立等を徹底し、専門職としての専門性の向上を図ることが必要です。また、主任介護支援専門員については、多職種との連絡調整や他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践していく役割が求められています。

■介護支援専門員の基礎資格（介護支援専門員実務研修受講試験合格者の資格（職種） 令和元年度試験実績）

医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師
0人	0人	1人	5人	0人	18人
0.0%	0.0%	0.7%	3.6%	0.0%	13.0%
准看護師	理学療法士	作業療法士	社会福祉士	介護福祉士	視能訓練士
2人	7人	3人	7人	78人	0人
1.5%	5.1%	2.2%	5.1%	56.5%	0.0%
義肢装具士	歯科衛生士	言語聴覚士	あん摩マッサージ指圧師	はり師	きゆう師
0人	1人	0人	0人	0人	0人
0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
柔道整復師	栄養士(管理栄養士含む)	精神保健福祉士	相談援助業務等従事者	合計	
2人	4人	1人	9人	138人	
1.5%	2.9%	0.7%	6.5%	100.0%	

※合格者数は126人。複数の基礎資格で受験している方がいるため、表の合計と一致しない。

資料：県長寿社会政策課

【施策展開の方向】

- ケアマネジメントの中核的な役割を担う介護支援専門員の養成を行うとともに、その資質向上、専門職としての能力の保持・向上を図るため、研修を体系的、継続的に実施します。
- 地域課題の把握や社会資源の開発等の地域づくり、介護支援専門員の人材育成等を行う主任介護支援専門員の養成を行うとともに、その能力の保持・向上を図るため、研修を体系的、継続的に実施します。
- 医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら困難事例に対処できるよう、現任の介護支援専門員を対象に、現場対応力向上のための支援事業を実施するほか、主任介護支援専門員の中でも、地域で指導的役割を担う人材を育成します。
- 介護支援専門員の資質向上に向けた支援のあり方について、研修をより効果的に実施するために、国や研修実施機関等と連携してPDCAサイクルによる継続的な改善を行っていきます。

【関係事業】

- ・ケアマネジャー多職種連携支援体制強化事業（長寿社会政策課）
- ・介護支援専門員資質向上事業（長寿社会政策課）

第3項 介護サービスの質の確保・向上

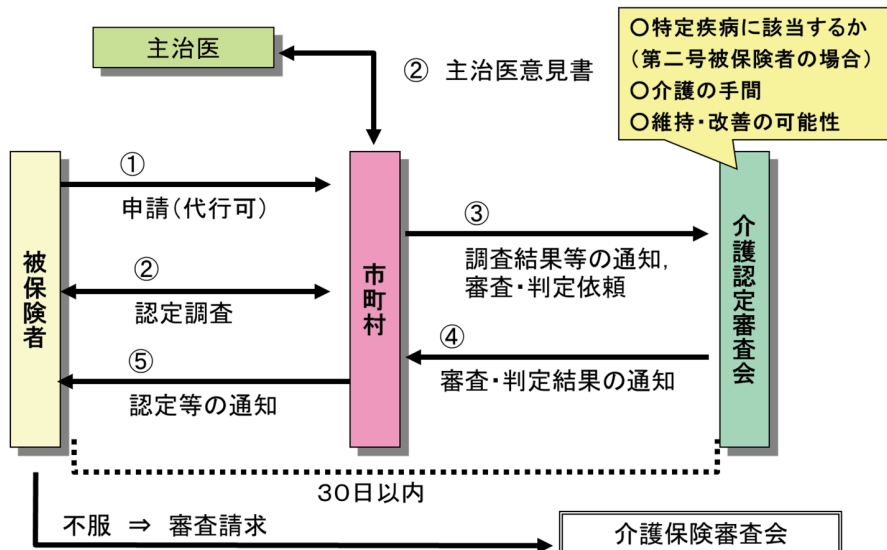
1 適切な介護サービスの確保（1）

介護保険事業の適切な運営

【現状と課題】

- 介護保険制度は、介護を要する状態になっても、できる限り自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービスを総合的・一体的に提供する仕組みとして平成12年に創設されました。制度創設後、介護保険は、サービス提供体制の充実とともにサービス利用が進み、要介護者及び家族を支える仕組みとして定着しています。
- 制度の定着と要介護者の増加に伴い、介護サービス利用量の拡大による介護給付費の増大が続いており、これらの諸課題に対応し、介護保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくことが今日求められています。
- 介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。
- 市町村（保険者）の行った要介護・要支援認定や保険料等の徴収金に関して不服がある場合は、第三者機関として県が設置する介護保険審査会に審査請求を行うことができます。審査請求の手続きは、公平・公正な介護保険制度を担保するために重要なものとなっています。
- 介護サービス事業所（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所、グループホーム等）を含む社会福祉施設においては、全産業と比較して、労働時間や割増賃金等に関する労働基準法等の違反の割合が高くなっており、人材の確保・定着等を図る上で、介護労働者の労働条件の確保・改善が重要となっています。

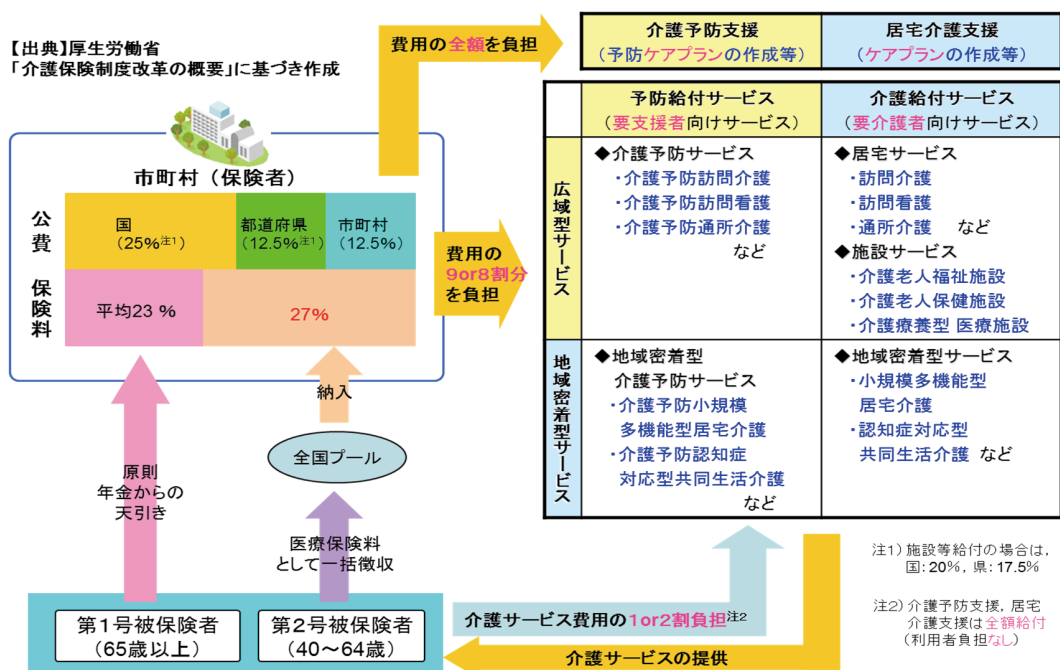
■要介護認定等の流れ



【施策展開の方向】

- 各市町村（保険者）の介護保険財政が安定的に運営されるよう、介護（予防）給付費用の公費負担を行うとともに、介護保険財政安定化基金を造成し、予想を上回る給付費の伸び等による財政不足が生じた場合の貸付・交付を行います。
- 被保険者からの保険料と、国・県・市町村による公費負担を財源として運営される介護保険制度は、受益と負担の関係を明確にするとともに、法令遵守のもと、利用者の「自立支援」に向け、介護サービス事業者が適切にサービスを提供することが必要です。
- 県では、令和3年度から令和5年度までの3年間に策定期間とする「第5期宮城県介護給付適正化取組方針（介護給付適正化計画）」に基づき、介護給付適正化に向けた取組を推進します。
- 要介護認定では、公平・公正な認定調査及び介護認定審査会における適切な審査・判定がなされるよう、認定調査員や介護認定審査会委員への研修事業を実施するとともに、要介護認定の平準化の観点から認定調査や介護認定審査会の運営が適切になされるよう支援していきます。
- 介護サービス事業所における労働法規の遵守について、国・県・市町村が連携を図りながら、事業者による労働環境整備の取組が推進されるよう指導を行います。

■介護保険制度の俯瞰図



【関係事業】

- ・介護保険制度運営事業（介護保険給付費負担金）（長寿社会政策課）
- ・介護保険財政安定化事業（長寿社会政策課）
- ・介護認定調査員等研修事業（長寿社会政策課）
- ・地域支援事業交付金（長寿社会政策課）
- ・介護保険利用負担軽減対策事業（長寿社会政策課）
- ・介護支援専門員試験・登録事業（長寿社会政策課）

第3項 介護サービスの質の確保・向上

1 適切な介護サービスの確保（2）

利用者の保護

【現状と課題】

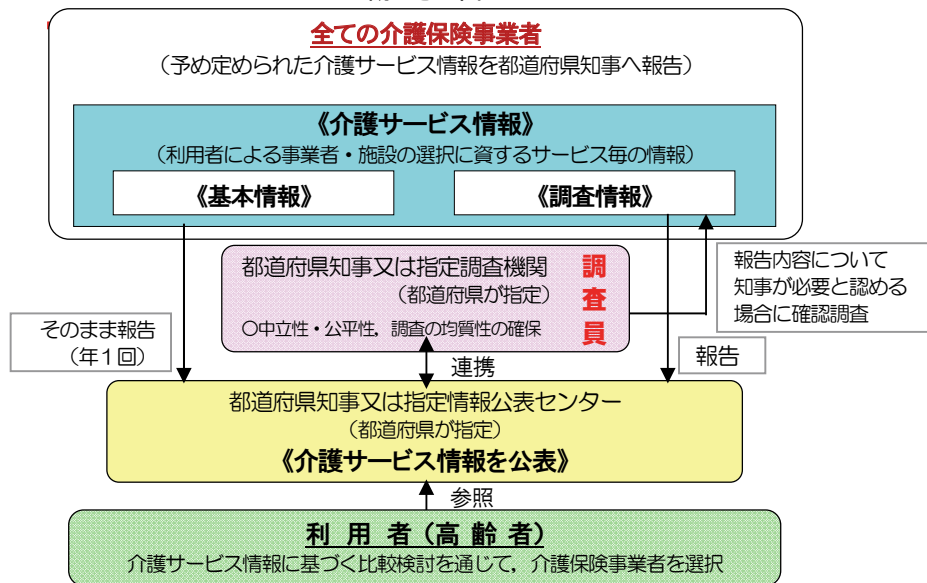
- 介護保険制度の導入を契機に、各種福祉サービスは利用者と事業者が対等な立場での契約が基本となりました。利用者がサービスを安心して受けるためには、何か不都合があった場合の相談や苦情の受付・処理体制がしっかりと確立されている必要があります。
- 福祉サービスを提供する事業者には、苦情受付窓口を設置し、苦情には迅速かつ適切に対応することが義務付けられており、福祉サービス利用に関して苦情があった場合、基本的には事業者と利用者間で解決を図ることになります。当事者間での解決が困難な場合は、宮城県社会福祉協議会に設置されている「福祉サービス利用に関する運営適正化委員会」が相談を受け、助言、あっせんなどにより解決の支援を行っています。苦情の解決を介護サービスの質の向上につなげることが重要です。
- 市町村、県、国民健康保険団体連合会等の関係機関による機能分担や連携を図り、介護サービス等に関する相談や苦情処理を円滑に行う体制を充実させる必要があります。
- 介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択」をサービス利用場面において実現するため、平成18年4月から「介護サービス情報の公表制度」が開始されました。利用者による選択を適切に機能させることで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組が促進され、介護サービス全体の質の向上を促進しようとするものです。
- 介護サービス情報の公表制度については、地域包括ケアシステム構築に向け、現在公表されている介護サービス事業所に加え、地域包括支援センター及び生活支援等サービス、在宅医療検索の情報についても、平成27年10月から、一体的に情報提供できるようになりました。また、平成29年7月からは、サービス付き高齢者向け住宅と、その周辺にある介護事業所を一緒に探せるようになりました。宮城県独自の取り組みとしては、平成28年度から全国一律の公表項目に加え、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報として県独自の公表項目を設け、公表を行っているところです。
- 介護サービスの利用以外の問題を含めた高齢者の様々な生活課題に対しては、地域包括支援センターが総合相談窓口としての機能を十分に発揮するとともに、地域の関係機関と連携して適切な支援へとつなげていくことが重要です。
- 在宅で生活している認知症高齢者が地域の中で自立した生活を送れるよう、「みやぎ地域福祉サポートセンター」（愛称：「まもりーぶ」）において福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行っています。

【施策展開の方向】

- 苦情を未然に防止するためには、事業者の適切な運営が確保される必要があります。そのために、集団指導及び実地指導を引き続き行うとともに、充実・強化を図ります。更に、公益通報等があった場合には、随時対応します。
- 苦情処理体制が未整備あるいは十分に機能していない事業者に対しては、実地指導等で改善を指導し、体制の整備を促します。
- 「福祉サービス利用に関する運営適正化委員会」が有効に活用されるようにPRに努めます。
- 介護サービスに関する苦情処理体制の基本方針となる「苦情処理マニュアル」に基づき、関係機関の協力を得ながら迅速な対応に努めます。
- 「介護サービス情報の公表制度」については、制度改正に対応するとともに必要に応じて事業所が円滑に情報発信できるよう支援します。また、この制度がより一層活用され、広く定着するよう、調査・公表方法の見直しを図りながらPRに努めるとともに、事務等の効率化を行います。

「介護サービス情報の公表」制度

－ 概念図 －



(注) 令和2年4月現在、訪問介護、通所介護、(介護予防)福祉用具貸与、認知症対応型通所介護、介護老人福祉施設、居宅介護支援など54サービスが対象となっています。

- 地域包括支援センターが権利擁護等の機能を十分に発揮できるよう、職員の資質向上のための研修や先進事例の情報提供等により支援します。
- 宮城県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業については、今後も引き続き事業の周知徹底を図るとともに、援助を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度等の他制度との連携強化など適切な運用に向けて支援します。

【関係事業】

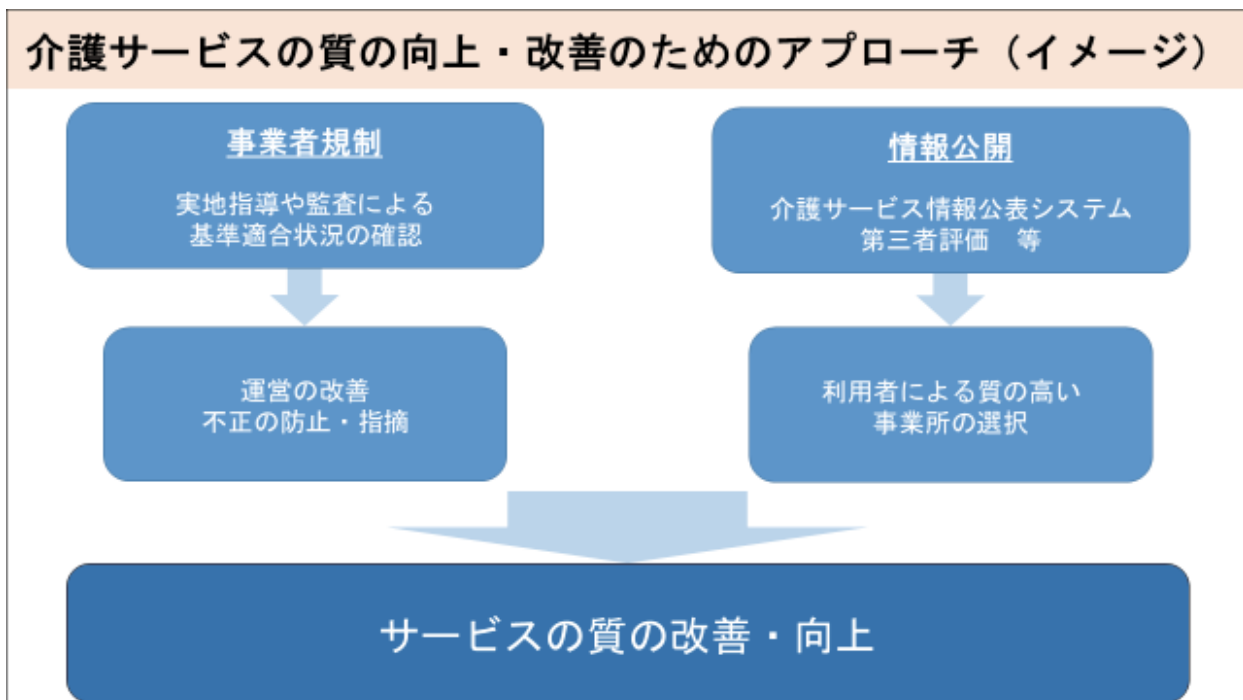
- 介護サービス情報の公表推進事業 (長寿社会政策課)
- 日常生活自立支援事業 (社会福祉課)
- 福祉サービス第三者評価推進事業 (長寿社会政策課)
- 苦情処理体制運営事業 (長寿社会政策課)
- 福祉サービス苦情解決事業 (社会福祉課)

第3項 介護サービスの質の確保・向上

2 サービスの質の向上

【現状と課題】

- 介護給付対象サービスの質の確保及び介護報酬の適正化を図るために、介護保険法に基づき高齢者の尊厳を保持するために必要な介護サービスの質の向上に重点を置いた指導を計画的に実施していますが、事業所数が多く指導が行き届かない場合があることが課題です。
- 事業者が自らの事業運営における問題点を的確に把握し、サービスの質の向上に結び付けるためには、中立的な第三者が客観的な評価を行う「地域密着型サービス外部評価」や「福祉サービス第三者評価」を定期的の実施することが必要です。
- 要介護認定や保険料の賦課・徴収など、市町村が行った行政処分に対する不服申し立てについて審理・裁決を行うため、県は介護保険審査会を設置し、公正に判断することが求められています。
- 介護施設等における介護事故の発生は、入所者の生活の質を低下させ、要介護度の重度化につながる恐れがあります。ケアの質の確保の観点からもこうした事故を防止することは非常に重要になっています。



参考：厚生労働省資料

【施策展開の方向】

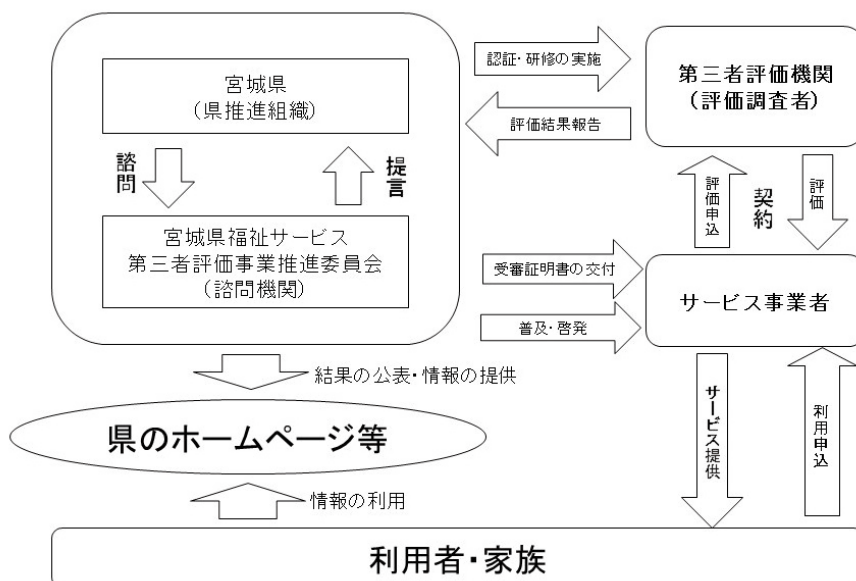
- 介護保険事業所等への指導については、介護サービス事業者等の育成・支援を念頭に、よりよいケアの実現と報酬請求の適正化に向けて実施率の向上を図りながら、重点的かつ効率的に行います。
- より多くの事業者の「福祉サービス第三者評価」受審促進のために、シンボルマークなども活用し、サービスの質の向上に積極的に取り組むよう働きかけを行うとともに、より効果的な制度となるよう、評価基準の見直し、評価調査員の資質向上などに取り組みます。
- 不服申立に対する審理・裁決機関として県に設置している介護保険審査会においては、中立・公平に、かつ迅速な処理を行うことにより、介護保険制度の信頼性確保に努めます。
- 介護事故防止の推進については、引き続き、各施設に対する周知徹底と適切な指導を図っていきます。

宮城県福祉サービス第三者評価

シンボルマーク



仕組み



【関係事業】

- ・福祉サービス第三者評価推進事業 (社会福祉課・長寿社会政策課)・介護保険審査会運営事業 (長寿社会政策課)



GO GO
KAIGO!



【一念ホッキー】

宮城県介護人材確保協議会イメージキャラクター

介護福祉士を夢見て「一念発起」！
SNS等で介護のいろいろな魅力を発信していきます！
さあ、みんなも「GO GO KAIGO！」